

## ◇部活動運営計画および活動方針

枝幸町立枝幸南中学校

### (1) 部活動の意義・目的

- ・生徒が主体的に選択した部活動を通して、人間性豊かな生徒の育成と、粘り強く逞しい心と体づくりに努める。
- ・ミーティングや個別面談を活用し、活動の中でリーダーの育成に努め、部活動の活動内容について部員間の話し合いで解決する力を育てると共に、異学年集団の中で集団作りや人間関係づくりの資質・能力を体験的に身に付ける。
- ・部活動を通して、仲間と協力しながら基本技術の習得を図り、礼儀やマナーを遵守し、日常生活にも生かせる態度を育てる。
- ・計画・実践・反省の活動を通して、自主的・自治的能力を高める。

### (2) 部活動の設置および編成

- ・部活動顧問は本校教員とする。また、必要に応じて外部コーチを置くことができる。
- ・外部コーチについては、本校の教育活動および部活動運営指導方針の理解を得た者とし、契約書を交わし管内中体連等に登録する。
- ・原則として、顧問全員で指導にあたる。ただし、放課後活動（学習会など）や、やむを得ない事情がある場合は、顧問間で連携を図る。また、教職員の業務効率化を図るため、部活動指導休暇日を設定し交替で指導にあたるよう連携する。
- ・学校として（バドミントン 卓球 野球）の部を設置する。
- ・今後、生徒数の減少にともない部としての活動に困難が生じた場合、部の廃止に関わる検討を行い、最終的に校長が判断する。
- ・「柔道」「剣道」「陸上競技」「スキー」など、本校に部活動として設置していない競技（中体連に関わる競技）については、少年団と連携し大会参加等を行う。
- ・枝幸町の部活動の現状を鑑み、3校の合同を推進し、枝幸町としてチームスポーツと個人スポーツの両立を目指す。（令和元年度町内中学校3校で確認）

### (3) 部活動運営

- ・本校の特色ある教育活動として、全員加入とする。
- ・新入生の入部手続きは以下の通りとする。  
（所属変更・退部の手続きも入部時と同様とする。）
  - 入部届と「部活動紹介」を配布し、入部届（保護者承諾印有）の提出をもって正式入部とする。
  - 手続きの流れは、  
（生徒・保護者→学級担任→部活動顧問→生徒指導部→校長）とする。
  - 新入生歓迎会後、3日程度の部活動見学体験期間を設ける。

- ・3年生の部活動引退は、出場可能な中体連大会終了時とする。

#### (4) 活動時間・休養日

- ・時期ごとの活動時間は以下の通りとする。

○4月7日～4月17日（新入生体験入部前）まで ～17:00

○4月20日～5月24日（体育祭終了）まで ～17:30

○5月26日～7月11日（管内中体連終了）まで ～18:00

○7月14日～10月18日（学校祭終了）まで ～17:30

○10月20日以降～3月24日（修了式）まで ～17:00

※終了時間は片付けを含めた、生徒が活動場所（学校であれば玄関）から出る時間とする。

○1週間の活動時間の上限は、平日・週休日合わせて16時間を目安とする。

○大会等により週あたりの上限である16時間を超える場合は、前後の週を合わせて計3週間の平均で、1週間の活動時間の上限が16時間程度となるよう調整する。

- ・以下の場合および期間は活動中止とする。

○会議等で顧問等が活動につけないとき。

○中間・期末テスト（学年末テスト）前3日間。学力テスト前日。

- ・休養日の設定について。

○原則として、4月～11月の休養日は平日1日、週休日1日が望ましいが、週休日に大会や練習試合等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

○原則として、12月～3月は週あたり2日以上以上の休養日を設ける。平日・週休日のどちらも少なくとも1日以上を休養日にあてる。ただし、大会や練習試合がある場合はこの限りではない。

○原則として、週休日の午前・午後の2部練習は行わないこととする。

○長期休業中の活動は、上記3点に準じた扱いとする。また、生徒の十分な休養の確保と部活動以外の多様な活動時間を保障するため、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）設ける。

○上記以外について、必要に応じて活動日および休養日について検討する。その際、休養日の下限は、平日週1日以上、週休日月1日（年間12日）以上とする。

#### (5) 活動場所

- ・平日の割当については、本校体育館を半面ずつ使用し活動する。
- ・野球部については基本として、単独練習であれば本校グラウンド、合同練習であれば合同チームの練習場所を活動場所とする。雨天時の単独練習時は各顧問で調整する。
- ・休日の体育館の割当については各顧問で調整する。（校外の施設の関係で変更の可能性あり。）

## (6) 部活指導の留意点

### 【部活顧問の組織と連携に関わること】

- ・全教職員が顧問として部の運営に携わり、生徒の健康と安全の確保と技術・体力向上の指導にあたる。
- ・指導にあたっては、何があっても体罰は許されないものであり、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするようなハラスメントに関する発言・行為は行わない。
- ・部内の目標や課題を日常的に交流し、教職員集団が共通理解した上で援助し合う体制を構築する。
- ・担当した部の内容に関わる知識・技能・技術の習得に努力する。
- ・以下の内容を年間活動計画に入れる。また、部としての意向を明らかにし、保護者会で共通理解のもとに実施する。

(活動方針 活動目標 活動計画 予想される出場大会名 部活動費及び保護者会費の支出計画)

### 【生徒の社会性と自治活動に関わること】

- ・活動計画は、生徒の自主性を重視すると共に、学校内のルール（活動場所や活動時間）を大切にす。
- ・集団として自治活動を重視し、ミーティングを大切にす。
- ・部内の人間関係が望ましいものに成長できるよう、日常的な情報共有と指導・援助を行う。
- ・生徒の気持ちを温かく受容し、実態に応じて個別面談の場をもつ。
- ・様々な人との関わりの中で、社会的なマナーや礼儀、感謝の気持ちを大切にす。

### 【保護者の理解と連携に関すること】

- ・保護者と話し合う場を定期的に設け、生徒の意欲的な活動を援助できる体制づくりに務める。
- ・部活動が習い事などと重複する場合は、本人の意志を尊重する。
- ・遠征・大会参加などに関して、教員が運転する車に生徒を乗せることは、原則的に禁止とする。そのため、各部保護者会の協力を得て遠征・大会参加を行うこととする。

### 【安全と健康管理に関わること】

- ・活動中の事故防止のため、日頃から安全点検を行い環境整備に務める。
- ・生徒が健康の自己管理ができるように日常から指導・援助を行う。
- ・事故発生時は、速やかに対応・連絡を行う。
- ・女子の指導にあたっては、女性特有の健康問題（女性アスリート三主徴「利用可能エネルギー不足」「無月経および骨粗しょう症」「貧血」等）の予防に関する正しい知識を得た

上で行う。

(7) 活動予算

- ・各部活動の活動費財源は、体育振興会会計およびユニフォーム会計を基本とし、不足分については各部活動で補う。
- ・単年度で決算し、年度末にPTA会計監査の監査を受ける。

(8) その他

- ・地区中体連申し合わせ事項の理解の徹底を図る。
- ・部活動の運営指導に関して、何らかの課題が生じた場合は、その都度協議検討し、解決を図る。
- ・中体連、選抜大会に参加する少年団との連携を図る。  
(普段は地域の少年団で活動し、中体連参加時のみ顧問として引率する)
- ・柔道、剣道、陸上競技、スキー等については、年度当初に参加生徒の確認を行い、希望があれば引率者を設定する。なお、引率者は該当学年および副顧問を中心に選出する。